２　改正法附則第二条第二項に規定する主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる協同組織中央金融機関等（新法第三十四条の二に規定する協同組織中央金融機関等をいい、新法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「旧法」という。）第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機能強化方針（旧法第三十四条の七第一項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）を実施している協同組織中央金融機関等　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　員外監事であること。

ロ　特別関係協同組織金融機関等（新法第三十四条の三第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいい、新法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者に限る。以下この号において同じ。）と取引関係がある者であって当該特別関係協同組織金融機関等の主要な取引先であるもの（当該特別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

ハ　特別関係協同組織金融機関等と取引関係がある者であって当該特別関係協同組織金融機関等を主要な取引先とするもの（当該特別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

二　改正法の施行の際現に旧法第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機能強化方針（旧法附則第二十九条第三項の規定により当該協同組織金融機能強化方針とみなされたもの又は同項の規定によりみなして適用する旧法第三十四条の七第一項の規定による承認を受けた変更後のものに限る。）を実施している協同組織中央金融機関等　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　員外監事であること。

ロ　特別関係協同組織金融機関等（新法第三十四条の九の十四第二項（改正法附則第十四条の規定によりみなして適用する場合に限る。）に規定する特別関係協同組織金融機関等をいい、新法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者に限る。以下この号において同じ。）と取引関係がある者であって当該特別関係協同組織金融機関等の主要な取引先であるもの（当該特別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

ハ　特別関係協同組織金融機関等と取引関係がある者であって当該特別関係協同組織金融機関等を主要な取引先とするもの（当該特別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

府　令・省　令

○内閣府財務省令第三号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）の施行に伴い、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項の規定に基づき、預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令の一部を改正する命令

預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令（平成十六年内閣府財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この命令において、「機構」、「協定銀行」又は「金融機能強化勘定」とは、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項、第五条第一項第十号又は第四十三条に規定する機構、協定銀行又は金融機能強化勘定をいう。 （業務の特例に係る業務方法書の記載事項） **第二条**　機構が法第三十五条第一項又は第三項に規定する業務を行う場合には、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 一　法第三十四条の二十第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同条第四項に規定する資金交付契約の締結又は変更及び当該資金交付契約に基づく資金の交付に関する事項 ［二～六　略］	（定義） **第一条**　この命令において、「金融機関等」、「機構」、「協定銀行」又は「協定」とは、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三条第一項、第五条第一項第十号又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、機構、協定銀行又は協定をいう。 （業務の特例に係る業務方法書の記載事項） **第二条**　［同上］ 一　法第三十四条の十五第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による法第三十四条の十第二項第七号に規定する資金交付契約の締結又は変更及び当該資金交付契約に基づく資金の交付に関する事項 ［二～六　同上］